等を定める内閣府令 2令第一 条第 項 第三号の 内閣府令で定め る特 別 0

事

第

(平成) 正:平成三〇年一二月二八日内閣府令第五二十五年十月一日内閣府令第六十八号) 六号

二年政令第二二項及び第二 内閣 害 の事情等を定める内閣守今災害救助法施行令第一条第一 令で定める特別の事情等を定める内閣府令を次のように定める。 救 |項の規定に基づき、災害救助法施行令第一条第一項第三号の||第二百二十五号)第一条第一項第三号及び第四号並びに第十0第三項並びに第二十一条並びに災害救助法施行令(昭和二十以助法(昭和二十二年十月十八日法律第百十八号)第二十条第 項第三号の内閣府令で定める特別

(令第一条第一項第四号の内閣府令で定める基準) 又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることとする。 若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、号に規定する内閣府令で定める特別の事情は、被災者に対する食品 条 災害救助法施行令(以下「令」という。)第一条第一項(令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情)の事情等を定める内閣府令 第三

次の各号のいずれかに該当することとする。 令第一条第一項第四号に規定する内閣府令で定める基 準 は

の者が、 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に 避難して継続的に救助を必要とすること。 所在 立する多

補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特 要とすること。 を殊

令第 一条第二項 0 内閣 府 令 で 定 める各障害等級に該 当す る身 体

該当する身体障害は、 法第二十条第二 二項の内閣府令で定める国に対する弁済の害は、別表に定めるところによる。条第二項に規定する内閣府令で定める各党 の要請 障 害 等 級

> ものとする。 請求都道府県等の名称その他必要な事項を記載した文書により行うよる弁済の要請は、内閣総理大臣に対して、弁済を要請する事由、四条 災害救助法(以下「法」という。)第二十条第二項の規定に

要請を行った被請求都道府県等に対する通法第二十条第三項及び第二十一条第二項の \mathcal{O} 知) 内 閣 府 令 で定 める弁済

 \mathcal{O}

第五条 とするときは、同条第二項の要請を行った被請求都道府県等に五条。内閣総理大臣は、法第二十条第三項の規定により弁済し て、その旨を通知するものとする。 対ししまう

して、その旨を通知するものとする。 るときは、 ときは、法第二十条第二項の要請を行った被請求都道府県等に対内閣総理大臣は、法第二十一条第二項の規定により支払おうとす

る。 第一 号に の内閣府令は災害対策基本法等の一部を改正、附、則 掲げる規定の施行の日 (平成二十五年十 · 月 一 する 法律附 旦 から 則第 施行 す条

表 第三条関係

別

	第二級										第一級	障害等犯
たもの	一 一眼が失明し、他眼の視力が○・○二以下になっ	八 両下肢の用を全廃したもの	七 両下肢をひざ関節以上で失ったもの	六 両上肢の用を全廃したもの	五 両上肢をひじ関節以上で失ったもの	を要するもの	四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護	に介護を要するもの	三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常	二 咀嚼及び言語の機能を廃したもの	一 両眼が失明したもの	級 身 体 障 害

の五の手指又は母指		五 一下肢を足関節以上で失ったもの 四 一上肢を手関節以上で失ったもの	
以外の四の手指を失ったもの		な労務以外の労務に服することができないもの肝胆音脈器の材育に著しい阿言を死し、中に	
を含み三の手旨を失っこもの又よ母ることができないもの			
部臓器の機能に障害を残し		軽易な労務以外の労務に服することができない	
務以外の労務に服することができない		二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特	
経系統の機能又は精神に障害を		もの	
度に		一 一眼が失明し、他眼の視力が○・一以下になった	第五級
の距離では普通の話声を解することができな		七 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	
一耳の聴力を全		六 両手の手指の全部の用を廃したもの	
0		五 一下肢をひざ関節以上で失ったもの	
の話声を解することができない程度になった		四 一上肢をひじ関節以上で失ったもの	
聴力が四十センチメートル以上の距		三 両耳の聴力を全く失ったもの	
もの			
一 一眼が失明し、他眼の視力が○・六以下になった	第七級	一 両眼の視力が○・○六以下になったもの	第四級
		五 両手の手指の全部を失ったもの	
一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失		に服することができないもの	
一下肢の三大関節中の二関節の用を廃し		四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務	
の三大関節中の二関節の用を廃したも		身労務に服することができないもの	
脊柱に著しい変形又は運動障害を残すも		三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終	
できない程度になったもの		二 咀嚼又は言語の機能を廃したもの	
メートル以上の距離では普		たもの	
一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十セン		一 一眼が失明し、他眼の視力が○・○六以下になっ	第三級
ができない程度になったも		両下肢を足関節	
両耳の聴力が耳に接しなければ大声を		五 両上肢を手関節以上で失ったもの	
嚼又は言語の機能に著しい障害を残す		を要するもの	
両眼の視力が○・一以下になったも	第六級	四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護	
足の足指の全部		護を要する	
一下肢の用を全廃し		三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随	
一上肢の用を全廃したも		二 両眼の視力が〇・〇二以下になったもの	

メ解もは 残 をの しした 外 外 口

		第		
		十 級		
一一下肢の三大関節中の一関節の機能に著して上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい一足の第一の足指又は他の四の足指を失った一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの	七 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃した、 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解すること、 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することが困難である程度になったもの 一十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 三 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 二 正面視で複視を残すもの	一眼の視力が〇・七 生殖器に著しい七 生殖器に著しい	の用を廃したものの用を廃したものの用を廃したものの用を廃したものの用を廃したものの用を廃したものの用を廃したものの用を廃したものの用を廃したものの用を廃したものの用を廃したものの用を廃したものの用を廃したもの	十 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服するこ九 一耳の聴力を全く失ったもの程度になったもの 上の距離では普通の話声を解することが困難である

	第十二級			第十一級
一長の一の一方手手管下上のの骨肢肢示小にのの	びでは、 のでは、	度の支障があるもの部臓器の機能に障害を残し、労務の遂の第一の足指を含み二以上の足指の用の示指、中指又は環指を失ったものに変形を残すもの	通一る両十一両の耳こ耳歯眼眼	残すもの 一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を害を残すもの

すす	変	を相し	もは	解を
	第 十 四 級		第十三級	
まで、 ではの露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残る。 ではの露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残ら、 ではの露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残ら、 ではい声を解し、 ではいきない。 ではいる。 ではないる。 ではいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	一	正確以上に対し歯科補綴を加えたもの 工歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 一手の母指の指骨の一部を失ったもの 一手の小指の用を廃したもの 一手の小指の用を廃したもの がしまる機能に障害を残すもの がで表すもの	の に 視 の ま 半 以 視	十四 外貌に醜状を残すもの 中四 外貌に醜状を残すもの 中三 局部に頑固な神経症状を残すもの たもの たもの たもの たもの 上 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃し たもの 上 一足の第二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三 大 一 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を

七六 九 八 ることができなくなったもの一手の母指以外の手指の遠一 したもの 局 足の第三の足指以 部 に 神 経 症 状を残すも 下 (T) \mathcal{O} 一又は二 位骨 指 \mathcal{O} 節 0) 間部 関節 足 を 失っ 指 を \mathcal{O} 屈 た 用 を 伸 £ 廃 すの

考

- あ
- は
- 節
- 視力の測定は、万国式 (新年の) であって、 を有しい運動障害を残すものをいう。

 「世紀の用を廃したものとは、第一の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

 「世紀の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、大力に指が、に著しい運動障害を残すものをいう。

 「世紀の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、一手の指を失ったものとは、手指の表節骨の半分以上を失い、一手の指を失ったものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、一手の指を失ったものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、一手の指を戻したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、一手の指を戻したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、一手の指を戻したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、一手の指を失ったものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、一手の指を戻したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、一手の指を戻したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、一手の指を戻したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、一手の指が関節であって、を変している。 五四
- の害 身等 体級障 **障害に相当するもの** の身体障害に該当し 相当するものは障害に該当した はない 当 身 ヨ該障害等級の対体の障害でな Wの身体障害 いあって、な · 害 各 と 障